

犯罪被害者等に対する初診料等公費支出要領の制定について

平成20年6月27日

栞広第3号他

(概要)

本例規通達は、被害者等の立場に立った円滑な捜査活動を推進するために、犯罪被害に係る診断書等の取得に要する費用を公費で支出し、その経済的負担等の軽減を図るための支出要領を定めたものであり、主な内容は、

- 支出対象事件
- 支出方法等
- 留意事項

等の項目からなっている。